

松江市告示第 233 号

松江市 IT 等導入（新型コロナ対策）支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市 IT 等導入（新型コロナ対策）支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市の交付する松江市 IT 等導入（新型コロナ対策）支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) IT 等 設計、管理、営業、調達等のパッケージソフトウェア（クラウドサービスで提供されるソフトウェアを含む。）、自社の課題解決のために独自で開発されたソフトウェア及び AI・IoT の導入に必要なソフトウェア（クラウドサービスで提供されるソフトウェアを含む。）並びに当該ソフトウェアを稼働するために必要な設備（パソコン、サーバー等）をいう。

（補助の対象等）

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市 IT 等導入(新型コロナ対策)支援事業補助金
補助金交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業者が新市場の開拓及び生産の効率化を図るために必要な IT 等を導入する際の経費の一部を補助することにより、中小企業者の競争力強化を図ることを目的とする。
交付の対象で	次に掲げる事業(この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受け

ある事業の内容	<p>ている事業を除く。)とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 生産管理事業 生産工程における製品や情報、原価等を総合的に管理するために必要な IT 等を導入する事業</p> <p>(2) 製品等開発促進事業 製品等の開発を促進するために必要な IT 等を導入する事業</p> <p>(3) AI・IoT 等利用促進事業 製造現場での進捗見える化等、デジタル化を促進するために必要な IT 等を導入する事業</p>
補助対象経費	市内事業所への IT 等の取得に要する経費。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額(1,000 円未満切捨て)とし、100 万円を上限とする。ただし、補助金の交付は、1 事業者につき 1 回限りとする。
補助事業者の範囲	製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 導入する IT 等の取得に係る契約書又は見積書及びその明細（写し）
- (3) 直近 2 期分の決算書の写し

(軽微な内容の変更)

第 5 条 規則第 10 条第 3 項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の 20 パーセント以内の減額の変更とする。

(実績報告)

第 6 条 規則第 12 条第 1 項第 3 号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの

(4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

- 2 前項第4号の証明書は、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、誓約及び同意書をもって代えることができる。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。